

予防接種に関する基本的な計画に基づくPDCAの今後の進め方について(案)

- 「予防接種法第三条第一項の規定に基づく予防接種に関する基本的な計画(※)」に基づく定期的な検証(PDCA)については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での取り組みを踏まえつつ、基本計画に基づくこれまでの取組状況を整理した上で、基本計画に基づくPDCAサイクルによる定期的な検証の今後の進め方について、基本方針部会で議論することとされた。

(※) 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種施策に関する中長期的なビジョンを関係者が共有することにより、一貫性を持って予防接種施策が推進されることを目的に平成26年3月に策定した計画。

- 基本計画に基づくPDCAサイクルによる定期的な検証の今後の進め方を検討するために、下記のように進めることとしてはどうか。

● 基本計画に基づく取組の整理と検証の方法

- (1) 主として基本方針部会において検討を行うが、副反応や研究開発等に関する事項については、副反応検討部会及び研究開発及び生産・流通部会で検討を行う。

基本方針部会においては、予防接種の実施主体である市町村や、医療関係者、研究者等からヒアリングを行うとともに、必要に応じて事務局が資料を提出し、基本計画策定後の取組の確認と検討を行う。

- (2) 各部会において、これまでの取り組みの評価を行った上で今後必要な取り組み等についての意見をとりまとめる。

- (3) 基本方針部会において、各部会における検討結果を整理した上で、基本計画に基づくPDCAサイクルによる定期的な検証の今後の進め方を検討し、分科会に報告する。

● 当面のスケジュール

平成28年秋頃～ 基本方針部会におけるヒアリングを開始。
副反応部会及び研究開発及び生産・流通部会において検討を開始。

来年春頃 分科会における議論全体のとりまとめ

予防接種に関する基本的な計画に基づくPDCAについて

1. 予防接種に関する基本的な計画に基づくPDCAサイクルによる定期的な検証について

- 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種施策に関する中長期的なビジョンを関係者が共有することにより、一貫性を持って予防接種施策が推進されることを目的に定めた「予防接種法第三条第一項の規定に基づく予防接種に関する基本的な計画」(以下、「基本計画」という。)において、「予防接種施策の実施状況並びにその効果、意義及び成果については、工程表を策定した上で分科会等の場で一年ごとにPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)による定期的な検証を行い、当該検証の結果を踏まえ必要があると認めるときは、五年を待つことなく本計画を見直すよう努めることとする。」とされている。
- 基本計画に基づき、定期的に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会のもとに設置した4つの部会等を開催し、予防接種及びワクチンに関する重要事項やワクチンの研究開発及び生産流通に関する重要事項、予防接種による副反応に関する重要事項について調査審議、あるいは各疾病・ワクチンについて、予防接種法の定期接種に位置付けるかどうかについて議論をすすめてきた。
- 基本計画策定から、2年が経過することから、これまでの厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会などにおけるこれまでの取り組みも踏まえ、基本計画に基づくPDCAサイクルによる定期的な検証の今後の進め方について整理することが必要となっている。

2. 今後の進め方

- これまでの、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での取り組みを踏まえつつ、まずは、基本計画に基づくこれまでの取り組み状況を整理した上で、基本計画に基づくPDCAサイクルによる定期的な検証の今後の進め方について、基本方針部会で議論することとしてはどうか。

(参考)

予防接種に関する基本的な計画(抄)

第三 予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

一 基本的考え方

国は、予防接種の効果的な推進のため、予防接種の現状及び課題について、予防接種に関わる多くの関係者と共通認識を持った上で、科学的根拠に基づいて目標を設定するとともに、国民及び関係者に対してその目標及び達成状況について周知する。

これらの方針に基づき、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の解消、定期の予防接種の接種率の向上、新たなワクチンの開発並びに普及啓発及び広報活動の充実を当面の目標とする。

なお、本計画は、今後の状況変化等に的確に対応する必要があることから、法第三条第三項に基づき、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものである。ただし、予防接種施策の実施状況並びにその効果、意義及び成果については、工程表を策定した上で分科会等の場で一年ごとにPDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)による定期的な検証を行い、当該検証の結果を踏まえ必要があると認めるときは、五年を待つことなく本計画を見直すよう努めることとする。